

○東京藝術大学芸術情報センター規則

〔平成12年3月23日〕

制 定

改正 平成13年3月27日 平成15年3月13日
平成16年4月22日 平成17年6月13日
平成19年3月28日 平成20年3月7日
平成25年10月24日 平成26年7月17日
令和3年3月4日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第22条の規定に基づき、東京藝術大学芸術情報センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、学内共同利用施設として、センターの芸術情報システムを整備運用し、本学における研究、教育及び事務処理等の利用に供するとともに、キャンパス情報ネットワークを適切に管理運用し、本学の情報化を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 芸術情報システムの利用に関すること。
- (2) 芸術情報教育に関すること。
- (3) 芸術・学術情報の利用及び提供に関すること。
- (4) 芸術情報システムの研究、開発並びに利用者に対する技術指導に関すること。
- (5) 芸術情報システムの運用、管理に関すること。
- (6) その他本学の情報化に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 助教又は助手
- (3) その他必要な職員
(センター長の資格等)

第5条 センターにセンター長を置く。

2 センター長は、センターの業務を総括する。

(センター長等の選考)

第6条 センター長、助教及び助手の資格、選考及び任期については、別に定める。

(運営委員会)

第7条 センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

(庶務)

第8条 センターの庶務は、附属図書館事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 東京芸術大学ネットワーク運用センター規則（平成7年7月13日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月22日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に在任するセンター長の任期は、平成16年6月30日までとする。
- 3 この規則の施行後、初めて選考されるセンター長の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成17年6月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。